

事故対策・事故報告マニュアル

(令和4年制定) 一般社団法人日本ボーイスカウト愛知連盟

(はじめに)

スカウティングにおいては、如何なるプログラムであれ、活動の基盤として、常に安全に対する配慮がなされていなければなりません。しかし、万全を期して実施したプログラムにあっても、事故は思わぬ所で起きるものです。事故発生時に、指導者はどのように対処すべきか、プログラムを実施する以前に周知しておく必要があります。

指導者の心構えとして、スカウティングにあっては、安全対策と事故対応は、表裏一体のものであることを認識すべきです。事故が発生した時、対応の仕方を誤ると取り返しのつかないことになり、無用な時間や労力ばかりか指導者に対する信頼が損なわれる事態に至ることさえあります。安全管理に心がけて、楽しく充実したスカウティングが展開されることを願っています。

第1節

第一 目的

ボーイスカウト活動において、安全はすべてに優先しなければならない。しかし、どんなに対策を講じたとしても、事故を完全に防ぐことはできない。不幸にして事故が発生したときは、現場で迅速かつ的確に対応する必要がある。

このマニュアルでは、事故発生時に指導者が取るべき行動の指針を示すことにより、スカウトの身体的、精神的損害を最小限にすることを目的とする。

第二 事故に対応するための团组织

団委員会は、事故対策について組織的に対応できるよう団役務に応じて役割を決め、安全を優先としたプログラム活動の支援に配慮を図ります。

第三 団委員会の役割

- (1) 事故発生時に団および隊責任者がどのように対応したか保護者等に説明すること。
- (2) 補償について保護者と話し合い、問題解決にあたること。
- (3) 事故原因を究明するとともに、今後のスカウト活動の改善を図ること。

第四 団委員長の責務

- (1) 事故の連絡を受け、スカウトの状況と現場での対応等を保護者へ説明する責任を負うものであり、可能な限り迅速かつ正確であるべきであること。
- (2) 医療機関での対応状況を保護者へ説明する責任を負う。

第五 隊活動における報告義務と団委員長への説明及び保護者への責務

- (1) 隊長は、スカウトの事故状況と現場での対応を団委員長へ報告する責任を負うものであり、可能な限り迅速かつ正確であるべき。
- (2) 医療機関（医師）と保護者のコミュニケーションが迅速かつ円滑に行われるよう努める。
- (3) 隊長は、活動中のどのような状況で事故が起こったか、指導体制や留意事項等の取り決めを団委員長及び保護者に説明する責任を負う。

第2節 隊活動中の事故発生時の措置

第六 隊活動における措置

成人指導者（副長等）が複数いる場合は事前に役割を決めておき、隊長は統括者として状況をみて指示を出す。

- (1) 隊長の役割
 - ①事故発生時、必要に応じて救命救急措置・応急手当等を行い、スカウトの状態に応じて救急車の手配等を副長に指示するとともに、団委員長・保護者に連絡する。
 - ②隊長は、可能な限り活動現場に残り、事故対応および隊活動の両面から、最善の安全対策を副長等に指示する。
- (2) 副長等の役割
 - ①救急車を手配した場合は、救急車の誘導、スカウトの搬送に協力し、連絡体制を整えて、救急車に同乗する。
 - ②処置の補助等、傷病スカウトの手当てに協力するとともに必要に応じ活動を中止し、隊活動における安全確保に務める。
 - ③医療機関での診察、治療、処置の後、入院・加療が必要な場合は手続きを行う。
隊長へ状況報告を行う。
- (3) 団委員長の役割
 - ①保護者に連絡し、その後の対処について打ち合わせる。
 - ②保護者と同行し、医療機関に向かう。

第三節 再発防止対策・事故報告

第七 団委員会及び団会議の責務

団委員長は、「事故報告書」その他の資料や記録に基づき団委員会、団会議で事故検討会を開き、真の原因の把握、ならびに救護措置および再発防止対策を立て、事故報告書第1報から第2報を作成し、地区委員会を經由し愛知連盟へ報告する。

(1) 事故報告書提出の責務

- ①隊長は、事故発生後、速やかに団委員長へ連絡する。
- ②事故報告を受けた団委員長は、事故報告書（様式1）の内容を把握し、報告書第1報を作成し、愛知連盟事務局へ報告する。
- ③愛知連盟に対する事故報告の必要性の可否については、団委員長の裁量に委ねるが、愛知連盟では、事故やケガの大小ではなく、団組織としての真摯な判断により報告書が提出されることで、事故再発防止に向けた傾向と対策に関して検討する。

(2) 事故発生時に即日必要な書類

- ①事故現場図および写真
- ②実施計画書（隊集会、班・組集会、野舎営計画、ハイキング計画など）
- ③参加者名簿
- ④行動日誌・行動記録（時系列の記録など）
- ⑤健康調査票
- ⑥団委員会・団会議等議事録

(3) 事故発生後に必要な書類

- ①安全衛生管理計画書（KYT 用紙など）
- ②年間・月間計画書
- ③スカウトおよび指導者個人記録
- ④団事故対応指針など
- ⑤日本連盟継続登録申請書の写し
- ⑥傷害・賠償責任保険関係書類（任意保険、そなえよつねに共済など）
- ⑦愛知連盟提出事故報告書（様式2）から完結報告

(4) その他

海外派遣（旅行）は各団にて対応し当事故対策マニュアルの限りではありません。

事故報告書（様式1）及び（様式2）作成手順

【様式1】

第 報	様式1は、第1報用としますが、すべて記載できない場合は、分割報告とし、1-1、1-2と順番に報告ください。
提出日の記入	事故発生後速やかに提出してください。
報告者	団委員長から報告します。
事故関係者（誰が）	区分及び人数を報告します。
事故発生日（いつ）	事故発生日時を報告します。
事故発生状況	できるだけ具体的に報告します。
状態・症状等	医師の診断、家族からの連絡を受け状態・症状を報告します。
事故発生原因	できるだけ具体的に報告します。
事故再発防止策	今後、再発防止に向け策定したことを具体的に報告します。
保護者への対応	事故発生から、团组织として、どのように保護者へ説明しているか、今後の対応を具体的に報告します。
地区の指示・指導	事故発生後速やかに、地区委員会へ報告し適切な指示を仰ぎます。また、地区コミッショナーから指導を受けた内容を具体的に報告します。
保険請求手続き	区分欄に✓してください。
報告方法※	様式1は、FAX、メールで速やかに報告してください。

【様式2】※様式1と共通している事項を除く記入手順

第 報	様式2は、第2報～完結までの報告様式となります。すべて記載できない場合は、分割報告とし、2-1、2-2と順番に報告し、最終は、【完結報】とします。
事故関係者（誰が）	区分欄に✓し、氏名、男女、年齢を報告します。
医療機関名	名称や連絡先を報告してください。
診断結果	区分欄に✓し、診断結果等報告します。
完治回復報告	スカウト活動に復帰できたことを、報告します。
報告方法※	様式2は、個人が特定できることから、FAXやメールは個人情報漏洩するリスクを回避するために、信書扱いとします。